

平成22年度宗像市市民参画等推進審議会会議録

日 時	平成22年10月5日（火）10：00～11：55
場 所	宗像市市民活動交流館201会議室
出席者	<p>【委員】 井上豊久、白坂義正、中里留美子、花田義男、東博子 松永年生、南博、宮崎弘子、吉田まりえ</p> <p>【事務局】 伊豆丸、立石、中村、井上、種田</p>

1. 市民政策提案手続の申請書提出について

事務局から6月15日に申請のあった市民政策提案手続申請書について、経過及び制度の内容（別紙資料）を説明があった。出された意見等は次のとおり。

* この件について、経過等も含めて、広報等に掲載すべきではないか。

⇒協働のまちづくり推進本部で検討する（事務局）

* この制度を活用してみようと思うように広報等をすべきである。

* 初めての提案であったが、市はこの制度をどのように考えているのか。制度を活用しやすいように、方法の改善等を検討してはどうか。

⇒市では、審議会・パブリックコメントの充実、まちづくり検証会議の実施等により、市民に情報の発信をしながら、積極的に市政に市民の意見を反映させようとしている。これを補うものとして、市民側が主体的に動くことができるよう、市民政策提案手続・住民投票を設けた。提案がなかったことが、必ずしも市民参画が進んでいないとは考えていない（事務局）

2. 人づくりでまちづくり事業補助金の審査項目の見直しについて

8月の第2次人まち補助金審査で南委員が指摘した審査項目の中の「（3）各委員における各事業の総得点が満点の50%に満たない場合は、助成はできないこととします。」の箇所について検討を行った。

審議会としては、「まず審査委員がそれぞれ採点表に記入し、その後、採点表を全委員で共有し、意見交換を行う。意見交換で出された意見等を踏まえ、再度、審査委員がそれぞれ採点表を記入し、これを審議会としての採点表とし、その際、総得点が満点の50%に満たない場合は不交付とする。」という結論になり、平成23年度の審査から適用することとした。

出された意見等は次のとおり。

- * 委員もそれぞれに専門分野があるので、審査に当たり分野の得意・不得意がある。そのため、それが補い合いながら、審議会全体として結論を出していると思う。一人の委員の判断で不交付という決定になるのはどうかと思う。
- * 半数未満の委員が得点の50%未満をつけた場合に不交付という決定をしてはどうか。
- * 全委員の総得点が50%未満となった場合に不交付という決定をしてはどうか。

3. 市民活動交流館スマートオフィスの利用期間の見直しについて

市民活動交流館条例第11条でスマートオフィスの利用は「スマートオフィスの利用期間は、1月以上1年以内とし、通算して3年を超えることができない。」となっており、例外なく3年以内の利用となっている。現在利用している団体から、引き続いてスマートオフィスを利用したいとの声があがっており、このことについて議論を行った。

出された意見等を踏まえ、今後、事務局で案をつくり、審議会に意見を聞くことになった。

4. 元気なまちづくり基金（案）について

事務局が別紙の資料に基づき説明した。

5. 宗像市協働のまちづくり推進本部の状況について

事務局が別紙の資料に基づき説明した。

I 市民参画



「市民参画」ってなに？

政策などを市が企画・実施・評価する過程に市民が民主的に参加し、幅広く市民の意見を反映させるとともに、市民が主体となるまちづくりを推進することです。



まちづくりの主人公は市民。そんな市民一人ひとりの声が計画や条例にきちんと反映されることが必要です。そのため、条例で市民が意見を述べる機会を保障し、市民の意見を的確に反映させます。

市民参画の流れ

市民の意見を反映させるための手続をルール化。計画や条例の対象事項に該当する場合、市は市民参画の手続を実施します。また、市民も積極的にまちづくりに関われるようになります。

市民の声を
活かす



対象事項

- ① 基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- ② 基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
- ③ 市民等に義務を課し、権利を制限する条例の制定又は改廃
(ただし、使用料、手数料は除くが、法定外の新税を起すときは含む)
- ④ 広く市民等に適用され、市民活動に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- ⑤ 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

市民参画の方法

- ① 附属機関の設置
- ② 市民意見提出手続（パブリック・コメント）
- ③ 市民説明会
- ④ 市民ワークショップ

市民政策提案手続

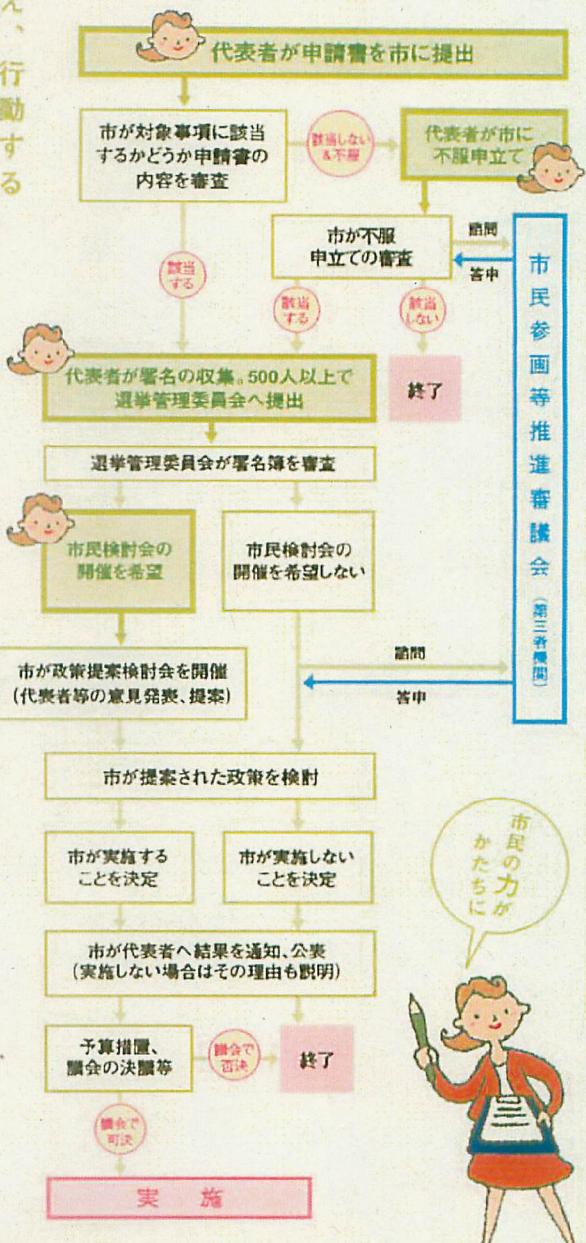
- 検討
決定
実施
評価

私の意見が まちのかたちをつくる

市民政策 提案手続 の流れ

永住外国人を含む18歳以上で500人以上の市民の力を集結して、市に計画や条例の対象事項について提案ができます。市は、その提案を受けて、市民政策提案市民検討会などを開催。幅広く市民の意見を聞きながら、実施するかどうかを決定します。

市考
民え、
の力行
動か
たちに



住民投票

まちづくりの
伝家の宝刀の

これからのまちづくりは、市民参画の充実を図っていくのが大原則。住民投票は、それでもなお市民の意見が大きく分かれ、最終的な市民の意思を確認する必要がある場合に行う、いわば“まちづくりの伝家の宝刀”として位置付けました。

住民投票の請求は、①永住外国人を含む18歳以上の市民3分の1以上の署名、②議員12分の1以上の提案で、出席議員の過半数の賛成、③市長自らの発議で行うことができます。このような請求があったときは、市長は議会に住民投票を実施するための条例案を提出。可決されたときは、住民投票が実施されることになります。なお、住民投票が実施され、その投票率が過半数に満たない場合は、開票を行いません。

宗像市人づくりでまちづくり事業補助金交付の審査項目

1. 事業助成の審査項目

申請書類を基本に、次の項目によって審査します。

審査項目		評価の視点
1 ニーズ把握、現状分析、課題設定の的確性		<配点:3点>
①	ニーズの把握	ニーズ、現状分析を正確に把握し、需要がある。
②	必要性	企業、行政ではなく市民グループ、NPOが実施する意義がある。 ※特に企画提案型事業
③	地域的特性	地域的特性は配慮されている。
④	問題提起性等	社会への新たな問題提起につながる、あるいは、自分の団体内部の活動ではなく、他への広がりが期待できる。継続事業の場合、特に継続の必要性。
2 先駆性・効果・公益性		<配点:3点>
⑤	先駆性	新しい社会を作り上げるために、期待ができる開拓的なものである。
⑥	効果 (継続補助の必要性)	将来的に発展、継続する可能性があり、人づくりやまちづくりに効果の広がりが期待できる。継続事業の場合、特に継続の必要性。継続による効果。
⑦	公益性	対象を会員のみに限定したものでなく公益的である。
3 事業計画性、資金調達の妥当性		<配点:3点>
⑧	資金の調達	資金計画が確実なものである。補助金に依存しておらず、確実に会費徴収等自己資金確保を行っている。
⑨	実現性・実行性	事業計画、スケジュール等が実行可能な方法である。 事業に必要な人材の確保の目処が立っている。 関係機関、地域などの協力が得られる状態にある。
⑩	発展性	助成金を受けることで事業が発展する。
4 団体運営の安定性、自立性		<配点:3点>
⑪	安定性・継続性	本事業終了後、解散したりせず、安定的、継続的な団体運営が期待できる。
⑫	自立性	行政や補助金等に依存的でなく、団体運営のビジョンを持ち、自立している。
5 人づくりまちづくりへの貢献度		<配点:3点>
⑬	人づくり	事業実施を通して、宗像の人材づくり、まちづくりに寄与すると考えられるもの。
⑭	まちづくり	

2. 評価項目

(1)個人評価は「1~5の審査項目ごとの四段階評価」で実施します。

評価の基準は以下のとおりです。1人あたりの最高点は15点(5項目×3点)です。

点 数	3	2	1	0
評 価	助成対象として特に良い	助成対象として良い	どちらともいえない	助成対象として不適当

(2)個人評価の結果をまとめた集計表を基に審査委員が合議し、総合評価を実施し、対象事業、助成額を選定します。

(3)各委員における各事業の総得点が満点の50%に満たない場合は、助成はできないこととします。

(4)企画提案型事業については、募集課の意見を審査(総合評価)に反映させます。

宗像市市民活動交流館条例（抜粋）

（事業）

第7条 宗像市市民活動・NPOボランティアセンター（以下この章において「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動及びボランティア活動の情報の収集及び提供に関する事。
- (2) 市民活動及びボランティア活動の相談に関する事。
- (3) 市民活動及びボランティア活動の講座、研修会等の開催に関する事。
- (4) 市民活動及びボランティア活動の交流、促進等に関する事。
- (5) 市民活動及びボランティア活動のための施設の提供に関する事。
- (6) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

（利用資格）

第8条 センターを利用することができる者は、次条第1項の許可を受けたものとする。ただし、スマートオフィス（市民活動に係る事務等を行うための施設をいう。以下同じ。）を利用することができる者は、市民活動団体であって、本市の区域内において主たる活動を行うもののうち、市長が適當と認めるものとする。

（利用の許可）

第9条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合において、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するとき又はそのおそれがあるときは、これを許可しない。

- (1) センターの管理及び運営において支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの設置の目的に反すると認められるとき。

（許可の取消し等）

第10条 市長は、前条第1項の規定による許可を受けた者（以下この章において「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又はその許可を取り消すことができる。

- (1) 許可の申請に偽りがあったとき。
- (2) この条例、この条例に基づく規則等に違反したとき。

（利用期間の特例）

第11条 スマートオフィスの利用期間は、1月以上1年以内とし、通算して3年を超えることができない。

（使用料）

第12条 利用者は、別表第1に定める額（以下この章において「使用料」という。）を納付しなければならない。

（使用料の返還）

第13条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第14条 市長は、特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（職員）

第15条 センターに所長その他必要な職員を置く。

元気なまちづくり基金（案）のイメージ

①市民活動の支援

現在：

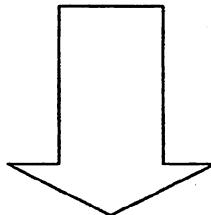
【人づくりでまちづくり基金】・・・ 27億円

+

新たに：

②文化・芸術の振興

③世界遺産登録活動の推進



①市民活動の支援

②文化・芸術の振興

③世界遺産登録活動の推進

H23～：

【元気なまちづくり基金】・・・ 30億円

協働に関する職員研修の実施結果について

係長級職員と受講を希望する一般職職員を対象に、平成22年8月6日から4回にわたり、協働に関する職員研修を行った。参加者は、係長級職員96人、一般職職員20人の計116人。受講後にアンケートを実施し、その集計結果は次のとおりであった。

(1) 講師による講義

非常によかった	よかったです	ふつう	あまりよくなかった	よくなかった
38%	47%	14%	1%	0%

(2) 市民活動団体による提案制度の事例発表

非常によかった	よかったです	ふつう	あまりよくなかった	よくなかった
20%	49%	31%	0%	0%

(3) ワークショップによる研修

非常によかった	よかったです	ふつう	あまりよくなかった	よくなかった
12%	58%	28%	2%	0%

(4) 「協働」の意義や内容の理解

よく理解できた	理解できた	ふつう	あまり理解できなかった	理解できなかった
22%	52%	24%	1%	1%

(5) 「協働」の必要性

必要性をあらためて感じた	必要だとと思った	必要性を感じなかった	必要性を感じなかった	わからない
34%	48%	12%	5%	1%

(6) むなかた市民フォーラムとの職員研修

非常によかったです	よかったです	ふつう	職員研修なので市民を入れるべきではない	わからない
27%	58%	14%	0%	1%

集計結果等を踏まえ、今後は次のような視点で協働に関する職員研修等を実施する必要がある。

(1) この研修を受けることにより、協働の意義や内容の理解、その必要性を約8割の職員が認識でき、おおむね研修の効果があったものと思われる。講師による講義では、自治体の現状・今後の方向性を踏まえ、行政だけが公共を担う限界、またメンタル面を含め、

職員だけが担うことの限界がわかりやすく説明され、協働の必要性をあらためて認識した職員が非常に多かった。今後も継続して、様々なケース、また課題等に応じた研修を行う必要があるものと思われる。

(2) 「協働」について、自ら担当している業務のなかで、どのように市民活動団体等とやつていくのかを具体的に学ぶため、市民サービス協働化提案制度で市の事業を行っている団体が事例発表を行った。アンケートの結果でも、具体的な事例を学べたことがよかつたとの意見が約7割であった。市の事業をどのようにして市民活動団体等が担うようにしていくか、今後はより実践的・具体的に、職員が理解するような研修等を行う必要があるものと思われる。

(3) 研修の場でも協働を実践するため、新たな取り組みとして、市民と一緒に行う体験型の研修となるよう、後半部はワークショップ形式により、「むなかた市民フォーラム」(市民)がファシリテーターとして参加した。約85%の受講者が一緒に研修を行ったことについて、よかったですと答え、自由記入欄等を見ても、一緒の場を共有することで、市民活動に対する理解についても一定の効果があったものと思われる。今後はさまざまな機会をとらえ、職員が市民活動団体等の理解を深める取組みを強化する必要があるものと思われる。

また、むなかた市民フォーラムが職員研修に参加しての意見等を別紙のとおりまとめた。中間支援組織として、市民、市民活動団体、コミュニティ運営協議会、行政等をつなぎ、市民活動の活性化、市民が主体的にまちづくりに取り組んでいく活動を行うむなかた市民フォーラムと、より一層連携を取りながら、協働に関する施策等を進める必要がある。

別紙

職員研修まとめ

平成22年9月6日
むなかた市民フォーラム
会長 井上 豊久

4回の職員研修において、市民フォーラムメンバーはワークショップのファシリテーターとして参加した（各回6～8名）。

ワークショップは1グループ5人という人数だったので、全員が意見を述べやすい雰囲気だった。市民団体のメンバーが加わることは、職員の方から素直な意見が出しにくいのではないかという危惧もあったが、全体を通して自由な意見交換ができたように思う。

◇ 仕事に対する意識について

ほとんどの職員が自分の仕事に対して真摯に取り組んでいることが理解できた。また常に市民のそばで仕事をしているという姿勢も感じられた。ただ、職務としては力を尽くしても、まちづくりに参加する同じ市民という意識は薄い部分もあるように思う。

また、今の職務以外のこととは関係ないという姿勢も見受けられ、他の課のことについては知らないことが多い。とくに、市民活動交流室の仕事が十分に知られていないことは残念に思う。本庁と離れていることも関係あるのだろうか。全市的に協働を進めるには、交流室サイドからのアプローチももっと必要である。

◇ 協働に対する意識について

市の施策として「協働の推進」が謳われているにもかかわらず、協働に対する理解が進んでいるとは言えないようだ。協働の意義や効果について、研修で学ぶだけではなく、それぞれの業務と結びつけて考えられるよう、各課で議論してほしい。考え方を変えることで、協働の可能性は広がるものと考えられる。そのためにも、各課でもなんらかの形で市民活動団体等と出会う場を設定するなどして、具体的な協働のイメージを描けるようにする工夫が必要である。

職員のほうからは、市民の行政依存に対する不満も聞かれたので、市民に対しても、まちづくりの担い手としての意識啓発をしていくことが今後ももっと必要だと思われる。

◇ 市民フォーラムとして

このような研修に職員のみなさんと一緒に参加できたことは、市民フォーラムにとっても有意義なものだった。受け入れてもらったことに感謝している。協働のコーディネイト役を担うというフォーラムの役割を知ってもらうこともでき、同時に、フォーラムが市の業務を知り、職員との面識ができるきっかけにもなった。各課の仕事を知ることはフォーラムにとっても必要なことである。フォーラムとして実施予定の職員アンケートも活用しながら、交流室以外の課とも交流し、団体とのつなぎ役ができるように努めたい。

(公印省略)

各 位



平成22年9月吉日

「楽しい婚活」実行委員会
実行委員長 安部芳英

「楽しい婚活」事業に伴う
ご後援・ご協賛・ご協力のお礼とご報告

謹啓 時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

平成22年9月4日に開催されました、「楽しい婚活」事業開催にあたり、ご後援・ご協賛・ご協力を頂きましたことを心より感謝申し上げます。

おかげさまで当日は数多くの青壮年の出会い・交流の機会を創ることができ、この「楽しい婚活」事業を通じて、少子化・定住化対策、そして宗像・福津地域の魅力や市民活動などの発信などを行なうことが出来ました。今後も当事業への変わぬご支援のほど宜しくお願ひいたします。

記

1. 「楽しい婚活」 平成22年9月4日（土）
2. 出席者 153名（男性73名・女性80名）（地域外からの女性54名）
3. カップル数 6組成立
4. 後援 宗像市 福津市 PV映像を使ってご紹介をするとともに、地域の観光マップや定住化を促す資料、献血や骨髓バンクパンフレット、市民活動情報冊子などを参加者全員に配布しました。
5. 協賛企業 当日配布資料及びPV映像を使ってご紹介をさせていただきました。
6. 協力団体 当日配布資料及びPV映像を使ってご紹介をさせていただきました。
7. アンケート 添付しております。（アンケート回収率90%）
8. 当日の様子



Q: 参加費について

A: 1.高い 9% 2.ちょうどいい 82% 3.安い 9%

Q: 会長のレクはコミュニケーションのきっかけになりましたか?

A: 1.はい 71% 2.いいえ 28%

Q: フリートーク時間について

A: 1.長い 22% 2.ちょうどいい 82% 3.短い 9%

Q: 宗像市・福津市の魅力を感じていただけましたか?

A: 1.はい 65% 2.いいえ 1% 3.わからない 34%

Q: 視覚障害者疑似体験、妊婦疑似体験コーナーでは立場の異なる方々へのサポートを考える機会となりましたか?

A: 1.はい 78% 2.いいえ 21% 3.わからない 1%

Q: 地域貢献活動・市民活動について参加を考える機会となりましたか?

A: 1.はい 54% 2.いいえ 8% 3.わからない 38%

A: 同性の知り合いは出来ましたか?

A: 1.はい 64% 2.いいえ 34%

Q: 異性の知り合いはできましたか?

A: 1.はい 61% 2.いいえ 38%

Q: 機会があれば次回イベントにも参加を希望されますか?

A: 1.はい 80% 2.いいえ 20%

Q: 実行委員会ボランティアスタッフの対応はいかがでしたか?

A: 1.よかったです 85% 2.普通 14% 3.悪い 1%

Q: 有意義なものになりましたか?

A: 1.はい 91% 2.いいえ 9%

「はい」と回答された方の理由

- ・普段知りえない人と出会えた・カップルになりました・異性と話が出来た・思ったより楽しかった
- ・こういう機会はなかなか無い、次回は友人も誘いたい・もっと積極的に活動しなければならないと気づいた・周りの女性の積極性が刺激になった・宗像に住む人たちと色々な情報交換ができた・友達が出来た
- ・地元での出会いのきっかけになりとても良いと思う・楽しかった・・・などなど。

「いいえ」と回答された方の理由

- ・カップルになれなかったから

楽しい婚活

2010年9月4日

場所：玄海ロイヤルホテル

実行委員会メンバー

安部 芳英
横山 誠
山下 善也
久原 利江
松本 真起子
中村 由紀子
井本 泰子
高崎 浩
花田 哲司

協力団体

社団法人 宗像青年会議所有志
子育て食育サークル ふれみんぐ
青少年健全育成団体 宗像少年の翼「翼の会」
社会福祉法人 宗像市社会福祉協議会

順不同



主催：ゆめみらい宗像「楽しい婚活」実行委員会
後援：宗像市・福津市

タイムスケジュール

- 17:00 開場
17:15 諸注意
17:25 開会
17:30 主催者挨拶
17:35 レクリエーション
18:20 乾杯・フリータイム
 アプローチカード利用 START
 アトラクションブース OPEN
20:00 告白カード回収
20:05 告白カード締め切り
20:06 主催者挨拶
 協力団体・協賛企業紹介
20:15 カップル発表
 カップル応援特典贈呈
20:20 フリータイム第2回戦
20:40 閉会
21:10 バス出発

協賛企業一覧

- 建設／城戸内装：福津市手光 1821-12 ☎42-0933
商店／ローソンくりえいと宗像店：宗像市くりえいと 2-4-5 ☎35-2612
環境企業／ 玄海環境サービス（有）：宗像市江口 978-52 ☎62-0653
 ・玄海環境システム（有） ☎62-3927 ・玄海クリーン（有） ☎62-2944
飲食／ 石臼あづま：福津市光陽台 4-1-11 ☎43-0170
不動産／ （株）高山不動産：宗像市土穴 1-1-2 ☎32-0624
建設土木／ 共栄土木：宗像市池田 1850-1 ☎62-3159
精肉／（有）ヒロムラ：宗像市富地原 1082-2 ☎33-1301
飲食／茶園坂：宗像市東郷セブンイレブン前 ☎36-7289
飲食／楽天厨房 海風：宗像市牟田尻 1852-1 ☎62-359
飲食／ラウンジ ジュエル：宗像市田熊 3-3-17 ☎37-2346
スポーツ／宗像ゴルフセンター：福津市小竹 1-4-1 ☎42-2639
宿泊／玄海ロイヤルホテル：宗像市田野 1303 ☎62-4111
宿泊／国民宿舎 ひびき：宗像市鐘崎 79-6 ☎62-1288
車両／シーサイドガレージ：福津市西福間 4-6-15 ☎38-6061
写真／フォトスタジオ一勢：宗像市田熊 6-1-45 ☎36-8596
交通／みなとタクシー（株）：宗像市赤間駅前 2-3-114 ☎33-1331
幼稚園／学校法人 淨徳学園 淨徳寺幼稚園：宗像市光岡 686 ☎36-2534
電気／古賀電気工事：宗像市城西ヶ丘 1-9-4 ☎33-2809
システム開発／株式会社 HSD：宗像市三倉 17-1 ☎36-9012
寺社仏閣／（宗）鎮国寺 宗像市吉田 966 ☎33-4450
電気／まつい電気：宗像市田久 6-1-23-201 ☎35-1755
土木／田中土木工業（株）：宗像市東郷 3-6-2 ☎36-5187
絵画／アートオファー：宗像市王丸 1205
寺社仏閣／（宗）専光寺：宗像市河東 1499 ☎37-3551
飲食／鼓家（鎮国饅頭）：宗像市田熊 1-1-16 ☎36-2073
車販売／ピットハウスアサヒ：福津市宮地ヶ丘 1-12 ☎38-6117
車板金塗装／リペア福岡：福津市生家 1542-2 ☎38-6117
美容室／（有）アベック・プレジール：宗像市葉山 1-124-2 ☎32-0200
タイヤ販売／（有）アシストエンタープライズ：古賀市築王寺 882-4
 ☎092-946-9000
飲食／SWEETS&CAFE BENY 一紅一 宗像市東郷 6-1-17 三刀屋ビル 1F
 ☎36-9068